

平成27年

第8回大月市農業委員会委員総会会議録

大月市農業委員会

平成27年第8回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成27年8月25日(火) 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1番	宮咲 寛也
委 員	2番	西村 恒男
	3番	志村 喜光
	4番	平井 美孝
	5番	今泉 治通
	6番	萩原 剛
	7番	蔦木 正彦
	8番	小宮山 篤
	10番	小俣 昭男
	11番	久嶋 良元
	12番	古田 政義
	13番	米山 義一
	14番	渡邊 克典
	15番	天野 千明
	16番	小宮 文男
	17番	和田 廣行
	18番	小林 良次
	19番	梶原 勝
	20番	鈴木 章司
	21番	金井 信

1 互礼

宮咲会長 開会に先立ち大月市議会推薦各委員のうち、7月27日付けで小林 信保委員が辞任し、空席になっている議会推薦枠を含め同日新たに農業委員会委員が推薦されました、それについて事務局長よりご説明をいたします。

——事務局長説明——

宮咲会長 ただいま事務局長の方から説明がありました。新たに農業委員になられました

萩原 剛委員、選任の所属が違いますということで、改めて鈴木章司委員と共に、この場でご挨拶頂きたいと思います。

——萩原 委員挨拶——

——鈴木 委員挨拶——

## 2 開会

それではただいまから平成27年第8回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

## 3 会長挨拶

それでは今日はだいぶ涼しいですけど、暑さも一風ということだと思います。急激に涼しくなりましたが、まだまだ厳しい暑さもいづらか残っていることだと思います。皆さんにおかれましては、健康管理にはくれぐれも配慮して頂くようお願いを申し上げます。さて、いつしか稲穂が頭を垂れ秋風に揺れ、和な田園風景が一風の清涼剤として喧騒な時の移ろいをしばし止めるかのような様子は、今も変わらぬ原風景を醸し出しております。命は食にあり、食は農にありの響きが遠のいていくかのように、増えていく耕作放棄地、それでも農家指定が先祖からの預かり物として、損得抜きで維持している姿がある。泥だらけの農作業には先のことは読めないが、せめて土地と所と今置かれている自分の立場と、その中でなすべきことは考えずということだけは、お互いにやっていきたいと思っているとござります。本日は平成27年第8回大月市農業委員会委員総会を招集しましたところ、繰り合わせご出席を賜りまして、御礼申し上げます。本日の案件は、農業委員会等に関する法律第12条案件が1件、農地法第3条案件が1件、農地法第4条案件が1件、農地法第5条案件が4件であります。本総会がスムーズに進行されますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

## 4 開会宣言

宮咲会長

本日は全員の出席をいただいております。本総会が規定により定数に達しておりますので成立することを宣告致します。

## 5 議長選出

事務局

大月市農業委員会会議規約に基づき議長を会長にお願いします。

## 6 議事録署名委員の指名

議 長 8番 小宮山 篤委員 10番 小俣 昭男委員を指名する。

## 7 議案審議

議 長 これより、議案審議を行います。議案第 21 号、農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 項第 1 号に基づく農業委員の辞任に対し同意を求める件。本件につきましては、農業委員会等に関する法律第 24 条議事参与の制限農業委員会の委員は自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことから、萩原 剛委員におかれましては一時退席をお願い致します。

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

——事務局より説明——

議 長 ただいま事務局から報告がありました。各位の同意を得たいと思います。辞任に同意してもよいという方は挙手願います。  
ありがとうございます。賛同多数で、同意することといたします。  
それでは、萩原 委員の入室を許可します。

議 長 それでは議事に入ります。議案第 22 号、競売適格証明願いに対し意見を求める件。後記のとおり、民事執行法による競売参加の為農地法第 3 条第 1 項の規定による権利者として適格であることの証明願いがあったので許可を求める。担当委員の説明を求めます。萩原 剛委員よろしくをお願いします。

萩原委員 それでは説明します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明

議 長 ただいま担当委員の説明が終了しました。萩原 剛委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対し、質疑がある方は挙手の上指名を受けてからの発言として下さい。

議 長 異議なしの声がありますので質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可といたします。

- 議 長 続きまして議案第 23 号。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求める件、後記の通り農地法第 4 条第 1 項の規定による農地等の使用目的変更申請があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。これは私の担当案件でございます。
- 議 長 説明させていただきます。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明
- 議 長 以上でございます。  
何か質問はございますか。
- 議 長 異議なしの声がありますので質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当といたします。
- 議 長 続きまして議案第 24 号について審議を行いたいと思います。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求める件、後記の通り農地法第 5 条第 1 項の規定による転用の為の権利の移転・設定許可申請があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。番号 1 について、久嶋 良元委員お願いいたします。
- 久嶋委員 はい。それでは説明します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明
- 議 長 担当委員の説明が終了いたしました。久嶋 良元委員ご苦労さまでした。ただいまの説明に対して質疑がございましたら挙手の上指名を受けてからの発言として下さい。
- 議 長 異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当といたします。
- 議 長 続きまして同号の番号 2 について担当委員の説明を求めます。今泉 治通委員お願い致します。

今泉委員 それでは説明致します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明

議 長 担当委員の説明が終了いたしました。今泉 治通委員ご苦労さまでした。  
ただいまの説明に対して質疑がございましたら挙手の上指名を受けてからの発言として下さい。何かございますか。

議 長 はい、平井委員。

平井委員 国道沿いの鉄骨を組んでいる所の近くですか。

今泉委員 その通りです。その横にある隣接した土地を欲しくて申請したということです。

平井委員 ではその隣ということですね。はい、分かりました。

議 長 他に何かございますか。異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当といたします。

議 長 続きまして同号の番号3について担当委員の説明を求めます。志村 善光委員  
お願い致します。

志村委員 説明します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明

議 長 担当委員の説明が終了いたしました。志村 善光委員ご苦労さまでした。  
ただいまの説明に対して質疑がございましたら挙手の上指名を受けてからの発言として下さい。何かございますか。

議 長 異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当といたします。

議 長 続きまして同号の番号4について担当委員の説明を求めます。萩原 剛委員  
お願い致します。

- 萩原委員      それでは説明します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明
- 議 長          担当委員の説明が終了いたしました。萩原 剛委員ご苦労さまでした。ただいまの説明に対して質疑がございましたら挙手の上指名を受けてからの発言として下さい。何かございますか。
- 議 長          異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当いたします。
- 議 長          続きまして、日程8報告事項を議題とします。転用確認証明書の交付に対する報告。事務局の方をお願いします。
- 事務局          それでは説明します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明
- 議 長          それでは説明が終了いたしました。何かございますか。  
無いようですので、次に移りますがよろしいでしょうか。
- 議 長          それでは日程 9 その他を議題とします。その他で何か意見はございますか。
- 事務局          それでは事務局の方からお知らせします。農地の利用状況調査を毎年行っていますが、平成 21 年に農地法が改正になりましてその中で農地の調査を年に 1 回行わなければならないということに決められております。今までは遊休農地化している農地の所有者に対して、指導をしなければならなかったのですが、昨年度より遊休農地化している農地をお持ちの所有者に対して意向調査をなさという方向に変わってきました。その意向調査を行う前段といたしまして、大月市の農地を担当地区ごとに調査をして頂くわけですが、今年の総会で決定いたしました、市内を「梁川・富浜・猿橋」、「七保・賑岡・大月」、「真木・初狩・笹子」の3ブロックに分け、去年は「梁川・富浜・猿橋」、今年は「七保・賑岡・大月」、来年に「真木・初狩・笹子」を予定しており、調査を完成させる予定となっております。皆様方には調査を行っていただいた後に、そのデータを基に借り手の付きやすい農地、少し荒れている農地を抽出し、その農地をどうしたら良いのか地権者に意向を調査することを予定しております。今年も10月から11月にかけて調査をして頂く予定であります。予めお知らせをしておきます。以上です。

議長 ただいま事務局の方から説明がございました。耕作放棄地の問題につきましては、農地バンクの創設と共に今耕作放棄地となっている農地の意向を確認しなさいということがございます。当初はこのくらいの程度ということをやっていたわけですが、そろそろ実績を残していかなければならないということがございます。ちなみに山梨県で遊休農地は報告された中では2788haあるそうです。そのうち意向調査の実施面積は139haで全体の5%であるということです。全国平均では9%ということですが、大月市に関しましては発送前の準備は整っているわけですが、意向調査につきましては利用状況調査の時に耕作していない地主さんに確認する方法と、通知で出す方法がございます。簡単に言いますと、自ら耕作をするのか、中間管理機構に任せるか、誰かに貸すということかを調査するわけです。山梨県内でも調査をしたところがあるようですが、国から来た難しい文章をそのまま送付してしまった為、大変な状態になってしまったようです。当市につきましてはその辺の所は慎重にということでは待っていたわけですが、まるっきりやらないわけにはいきませんので、柔らかい文章に直して送付する予定でございます。そのことについてご承知おきをお願いします。

萩原委員 一軒一軒聞いて回ることは不可能ですので、通知でやって頂きたいです。

議長 もちろんそのつもりです。調査中にちょっと話せる機会があった際に聞くということでも良いですが、全て聞くことはできませんので通知いたします。また、人の土地ですので、調査する際に抵抗などがあるかと思いますが、その辺のことは頭に入れておいて頂きたいと思います。マニュアルの方も作ってそのような事態に備えるようにしていきたいと思います。

平井委員 先ほどもお話がありましたマニュアルについてですが、しっかりとしたもの作って足元を固めないはずいです。笹子と梁川で全然違う回答が出たら大変なことになると思います。

議長 平井委員から意見がありましたが、そのことについては私共も一番懸念している部分であります。マニュアルの方も先陣でやったところに聞き取りをして情報を得ながら作成していきたいと思っております。

小宮山委員 一ついいでしょうか。去年調査をしていて思ったことがあるのですが、畑地として耕作しているところが台帳に乗っていないところがあるのですが、そういった場所が非常に多いわけです。そういう場所はどのように指導すればよいですか。



議 長 　　いずれにしろ調査する場所は決まっているわけでありますから、台帳に載っている箇所だけで結構だと思います。

議 長 　　いろいろと利用状況調査につきましては、疑問に思ったことは事務局の方に連絡して頂いてまた、総会の中で皆さん方で話し合っていてできるだけ共通の認識でいきたいと思っているところであります。それでは他に無いようですから、すべての質疑を打ち切り、本日の日程を終了したいと思います。職務代理より閉会宣告をお願いします。

職務代理 　　それでは今日はスムーズに進行できまして、これで終了致します。どうもご苦勞様でございました。

10 閉会時刻 同 日 午後 14時 45分

11 解散時刻 同 日 午後 14時 52分

以上は、この会議の概要を記録したものである。

平成27年 8月25日

議事録署名委員と共に署名押印する。

議 長

宮 咲 寛 也 

議事録署名委員

小 宮 山 茂 

議事録署名委員

小 俣 昭 男 